

平成21年度 東京都税制調査会
第7回小委員会
議事録

日時 平成21年10月13日(火)
場所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成21年度 東京都税制調査会

第7回小委員会

平成21年10月13日(火) 15:01~17:06

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変有難うございます。

本日の議事ですけれども、まず前回の小委員会での議論を踏まえまして、中間報告(案)の第3章まで修正を行っております。その確認をいただきたいと思います。その後で環境税制改革に関する分科会における検討内容について、事務局からの報告、それから分科会からご発言をいただいて、それを踏まえて中間報告(案)の第4章について議論を行いたいと思います。

まず、前回ご議論がございました中間報告(案)の第3章までについて、前回の小委員会の後、私と、事務局とで調整いたしまして修文をいたしております。この点について事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、事務局から中間報告(案)の修正事項等を説明させていただきます。中間報告(案)の本文の方をご覧ください。中間報告(案)につきましては、前回の小委員会でご意見、ご指摘をいただきまして、また 先生がしばらくご欠席ということがございましたので、事務局でお伺いしてコメントをいただきましてございます。また、その他にも個別にご意見をいただきまして、貴重なご意見どうも有難うございました。それぞれの点を踏まえまして修正いたしておりますけれども、主な点につきまして説明をさせていただきます。なお、修正した部分につきましては下線を引いてございます。

まず全編にかかる事項ですけれども、表題の下につけておりました副題がございまして、これにつきましては表現がストレートになってしまう面がございましたので削除いたしまして、表題につきましてもなるべく中立的な表現となるように変更をしております。また、受益と負担という言葉は注意して使うべきとのご指摘がございましたので、必要以上に受益と負担というような表現を使わないように修正をしております。

個別の修正点ですけれども、まず2ページをご覧ください。提言内容につきまして、国の法律改正を求めるもの、また現行の法律の中で出来るもの、都として出来るものについて整理をすべきとのご指摘がございましたが、今回の中間報告に盛り込まれた事項は、基本的には国に対する政策提言であり、法改正を求めるものでございますので、「はじめに」の中でその旨を記載するとともに、今後東京都の税制で当面出来ることを含め、さらに検討をすと述べてございます。また、「はじめに」の最後に本編をまとめるに際して取り上げるのでできなかった意見のうち、主なものについては末尾に付記したということを加えてございます。

続きまして6ページをご覧ください。こちらにつきましては、国民の負担増について理解を求める前提として、国民の信頼の回復がまず必要であるとのご指摘がございましたので、国民の信頼を回復していくことは何よりも重要としております。

また続きまして16ページから23ページは法人二税のところになりますけれども、こちらの法人二税につきましては、受益と負担が一致せず、地方税にふさわしいとは言えないというご意見や、将来的にもずっと法人二税に頼っていくというような主張はいかがかというご意見もございましたので、地方税にふさわしい税という表現や、今後ともといった部分を削除いたしております。その上で、23ページにおきまして、法人二税について、他の税とバランスよく組み合わせながら引き続き地方の基幹税の一つとして役割を果たしていくことが望ましいとの表現に変えております。

続きまして25ページをご覧ください。個人住民税の累進税率につきましては、地方自治体の裁量権を拡大し、独自の判断で適用出来るようにすることが望ましいとしておりましたけれども、必ずしも意見が一致していないということを踏まえまして、考えられるという表現に変えております。

また、子ども手当の創設に伴いまして、所得税については配偶者控除、扶養控除の廃止が検討されている中で、個人住民税の所得控除についてどう考えるかというご意見がございました。この点につきましては意見が分かれるところでもあり、検討課題となっているとした上で、個人住民税のあり方については応益的な性格と所得再分配機能の要請の両面を踏まえて、今後さらに検討していくとしております。

30ページをご覧ください。法人事業税の一部国税化につきましては、最後のところになりますけれども、税制の抜本的改革を待つことなくといった部分や、一刻も早くという表現を取りまして、税制の抜本的改革について早急に検討を進める必要があるとした上で、その早期実施が難しい場合には法人事業税を復元すべき、としております。

33ページをご覧ください。地方交付税につきまして財源保障が重要であり、また、わかりやすい客観的なルールでの配分は、地域への配慮という点ではいかがかのご意見を受けまして、ナショナルミニマムの公共サービスを地方自治体が確実に提供出来るよう、必要な財源を保障するとともに、政策誘導的な面を極力排除するなど、その機能を適切に発揮出来るようにしていくことが重要としております。

修正点の主な事項は以上でございます。

また、本文に取り上げることができなかった意見のうち、主なものにつきまして、その他の主な意見としてまとめてございます。A4、1枚になりますけれども、その他の主な意見(案)をご覧ください。

地方法人所得課税につきましては、企業が受ける公共サービスの便益と課税による負担が地方自治体の区域外にも及ぶことから、受益と負担の一致という考え方はなじまないという意見、及び国際競争力への影響や、税収が不安定であること等を考えると、将来にわたり法人二税を地方税の中心として位置づけることは適当ではないとの意見を。また、地方交付税につきましては、現行制度は手厚い財源保障となっており、財政需要を考慮せず税収のみに着目して調整する制度とすべきであり、ナショナルミニマムの財源保障は一括交付金等の形で国が責任を持って行うべきとの意見を挙げております。

なお、配付してございます参考資料ですけれども、中間報告の巻末資料の案でございますので、これにつきましては後ほどご覧いただければと存じます。

以上でございます。

【小委員長】 有難うございました。

それでは、只今のご説明を踏まえて議論を進めます。私としては、前回の小委員会における議論を踏まえて修正をしたつもりでございます。この点につきまして、さらに皆さんから何かございましたらご意見をいただければと思います。

【委員】 事務局も、会長も小委員長もご苦労だったと思いますけれども、内容はこれでしょうがないかなという気はしますけれども、ちょっと気になっているのが、2ページのところで、内容、具体的な云々というよりも文言のところで、下から2つ目の「また」というパラグラフがありますけれども、下線が引かれているところではなくて、引かれていないところです。ここで「また、検討では」云々とあって、「整理し切れなかった課題や最終的な結論に至らなかった部分も多い」とある。それはその通りですけれども、これはひねくれて読むと、例えば最終的な結論に至らなかった部分も多いという表現では、例えばここに載っている文言では結論に至っている文言なのかというニュアンスが多少なりとも僕は感じますので、要するに、多様な委員がいっぱいいるので、必ずしも委員の意見は一致していないと。少数ではあるが必ずしも一致していないということを一言入れていただければ、他のところも特にこちらから何も申すこ

とはなくて、そこら辺をちょっとご配慮いただければなと思います。

【小委員長】 この表現についてのご要望かと思えます。今すぐ何とも言いがたいですが、少し考えさせていただきたいと思えます。

他はいかがでしょうか。よろしければ、この第3章までのところにつきましては、今の点についてはちょっと考えるということで置いておいて、これでいかせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員】 ご訂正いただいて有難うございました。少数意見としてまた申し上げたいと思うのですが、政府税調に対して総理が諮問した項目の中でも、やはり一番重要なのは公平な税制ということで、所得税についての見直しが第一であって、2番目が間接税ということになっている。前回は全体の流れから言って、そういうふうな構成になるべきだというお話をさせていただいたんですが、中間報告（案）では、消費税がまず先に来ますね。それから個人住民税や所得税の問題が出ているわけですが、やはり世の中の流れはちょっと違うのではないかというふうに思っております。私自身は、内容はこれでいいんですけども、順序というか、考え方の発想が少しこれとは違うという、少数意見を述べさせていただきたいと思えます。なお、政府税調も多分直接税を先に提言するという流れになって出てくるだろうと思えますので、その辺のことを、私としては一言だけ言わせていただきたいと思います。

【小委員長】 有難うございました。今回は中間報告ということでございますので、3年間で答申を求めるということにつきましては、改めて体系、並べ方も考え直さなければいけないと思えますので、この点、今後検討させていただきたいと思えます。中間報告の今回の段階では、これまでの経緯からこのようになっておりますので、全体の答申をまとめる際に、改めてその点は考えさせていただきたいと思えます。他はいかがでしょうか。

（なし）

【小委員長】 よろしければ、第3章まではこの通りということできたいと思えます。

続きまして、先ほど申し上げたとおり、環境税制改革の点につきましては、分科会を設置してご議論をいただいております。この点につきまして、まず、最初に事務局から報告をお願いします。

【税制調査担当副参事】 それでは、事務局から分科会における検討の経過について報告をさせていただきます。お手許に、「地方税制のグリーン化に関する分科会」の検討経過についてというレジュメをお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

この分科会は、第2回の小委員会におきまして設置が決定されたものでございまして、委員、委員、専門委員、専門委員にご参画いただいて検討をいただいているものでございます。検討テーマにつきましては、地方税制のグリーン化全般を対象とするものの、今年度については、主として温暖化対策税の制度設計について検討することとされております。これまでの開催実績といたしまして、5月22日、6月26日、7月17日と3回議論を重ねておりまして、制度設計についての考え方の整理をしていただいたところでございます。具体的な審議内容につきましては、そちらのレジュメに裏までかかって項目を挙げてございますが、こちらの検討をいただいた内容を踏まえまして、中間報告の案文を作成しておりますので、中間報告の案文の方でご説明をさせていただきたいと思えます。中間報告案文の34ページからでございます。

まず34ページのところでは、税制のグリーン化の意義と、温暖化対策税についてということを整理してございます。3つ目の段落のところになります。税制のグリーン化については環境負荷に相応の負担を求めることにより、税制面から環境配慮型の社会経済システムの構築を目指す取組みだとしてございます。その上で、温暖化対策税については、地球温暖化は喫緊の課題であることから、グリーン化の柱として導入すべきものと整理をしてございます。

続いて35ページ以降に、温暖化対策税の具体的な整理をしているものがございます。35ページと36ページにかけてが基本的な考え方でございます。

まず「温暖化対策税の性格」についてなんですが、2段落目のところで、いわゆるピグー税的な意義を挙げています。もう一つの意義として3段落目で、環境負荷に応じた税負担の公平という考え方を整理しています。

続いて、「エネルギー関係諸税との関係」のところでは、既存エネルギー関係諸税と温暖化対策税とを併せて検討していくことが必要だという認識を述べています。

続いて、「温暖化対策税の税源配分」については、可能な限り地方税として仕組むべきだというふうに主張しています。これにつきましては、温暖化対策、さらには適応策における自治体の役割の重要性を踏まえたものでして、税源の偏在であるとか、税務執行のコスト等の問題を考慮しながら、可能な限り地方税として仕組むべきだとしております。

36ページの終わりから、具体的な設計についてということでございます。主なポイントとしましては、課税対象を拡大していくということと、油種間の負担の均衡をとっていくということ、そして温暖化対策税をどういった形で導入していくのかという考え方でございます。

まず、37ページの「課税対象」というところですが、CO₂の排出抑制と環境負荷に応じた負担の公平の趣旨から、原則としてすべての化石燃料等を対象とするということです。従前道路特定財源であったために、これまで課税されてこなかった自動車燃料以外の用途、船舶であるとか農機具、農作業用等々ありましたが、そちらも課税の対象に含めていくという考え方でございます。

「課税基準」につきましては、使用量に応じた課税としています。

続いて、「油種間の負担の均衡」についてですが、ここでは温暖化対策税と既存のエネルギー関係諸税とを合わせた税負担について、炭素含有量に比例した負担を目指すというふうにしています。一方で、その場合には、非常に税負担が急増する燃料等がございますので、現実的な対応を検討していくことが必要だという考え方に立ってございます。

続いて38ページ、「導入の形態」というところですが、ここではそこに3つほど国の例が挙がっていますが、そういった例を参考に議論しております。ポイントの一つは、先ほどの炭素含有量比例の議論でございます。もう一つは燃料横断的に新税を入れるのか、あるいは個別燃料ごとの課税にしていくのかといった点の2点でございます。

炭素含有量比例の点につきましては、先ほどもあったように完全に炭素比例とすることは現実的ではないということですが、2段落目のところに少し書いてありますが、炭素比例で課税するというのは、納税者に対してCO₂に応じた負担を求めているということがわかりやすいというのが大きなメリットであると。そうしたことから、既存のエネルギー税をベースにして、炭素比例部分を上乘せするという方向で整理をしております。

もう1点、横断的課税か個別課税かという点では、先ほど可能な限り地方税として仕組むということで、国と地方の税源配分というお話をしたんですが、そうした点では、個別燃料課税にしておけば燃料ごとに、この燃料については国税、この燃料においては地方税ということで、そのあたりの仕分けがしやすいということで、個別燃料課税が適当だというふうにしております。2点を組み合わせますと、その事例で言いますとフィンランドの形になってまいります。

さらにその3つ目のポチのあたりに、イメージとしてなんですが、個別燃料課税の場合に電気、ガス、軽油は地方で課税実績がありますので、そちらは地方税と。他の油種についても、軽油引取税の徴税機構を使うことで、ガソリンであるとか灯油であるとか、そういったものは地方税としての執行も可能なので

はないかと、そういったイメージを示唆しています。

続いて「課税ポイント」については、インセンティブの観点から、出来る限り化石燃料を消費する企業、消費者に近い段階での課税ということで、下流課税が望ましいと整理をしています。下流課税の場合には、徴税コストの増加がデメリットとして指摘されておりますが、一方で減免であるとか軽減であるとかそういった対応がしやすいこと、さらに税源が普遍的となって地方税に仕組みやすい等のメリットもございますので、出来る限り下流課税というスタンスに立ってございます。

「税負担水準」についてですが、こちらは39ページの1つ目のところで、効果、家計等への影響を総合的に勘案すべきということを言いながら、2つ目のところで、温暖化対策税と既存エネルギー関係税とを合わせたときに、少なくとも現行の水準を上回るようにと整理しています。これは、我が国の化石燃料に対する課税がヨーロッパ諸国に比べて低い水準にあるという実情と、温暖化対策としての意義を鑑みたところでございます。なお、具体的にどのぐらいの水準にするのかといったあたりは今後の検討課題としております。

続いて、「レベニュー・ニュートラル」です。税負担との関係ですが、諸外国では温暖化対策税を導入した際に、他の税であるとか社会保険料であるとか、そういったものの負担を下げるのが実施されているのですが、その点について、40ページの一番上のポチのところになりますが、そうした取組みについて円滑な導入に向けた効果があると評価をしているのですが、その下のポチのところ、我が国の国民負担率であるとか財政状況といったような点が、そういった国とはちょっと違うところも踏まえる必要があるとしています。結論としてはその下ですが、とにかく税負担水準とあわせて今後検討していくことになるだろうということでございます。

続いて、「負担の軽減」ということで、全体としてのレベニュー・ニュートラルの他に、個別に負担軽減策も検討の課題だとしております。そこには、こんなことに一応着目していますよという考え方だけ載せておまして、温暖化対策税の逆進性を踏まえて、低所得者を初めとする家計への負担の配慮のポイントであるとか、エネルギー多消費型産業に対する配慮であるとか、行政と協定して削減を実際に行った方たちに対する軽減であるとか、そういった点を主要なポイントとして例示しているところです。

続いて「税収の使途」については、特定財源が財政の硬直化を招くという危惧があるということから、温暖化対策事業に優先的に充当しつつも一般財源といったような表現をとっているところでございます。

続いて41ページの(3)のところでは、そうした温暖化対策税の導入に向けた取組み方について述べているところでございます。

まず、1つ目の段落で、温暖化対策は、自治体のエリアを超えた広域的な問題であるので、全国ベースの地方税で導入するというのを基本的な考えとしています。その上で、2段目以降ですが、導入が進まない場合に東京都が独自に出来ることを検討することも意義があるというスタンスに立って、単独課税、課題もあるんですが、東京都の独自税制についても検討を進めていくというスタンスをとってございます。

最後に同じく41ページ、温暖化対策税とは話が違って、自動車税の課税について述べています。自動車税の課税標準に、CO₂の排出量の基準を入れていくことを提言しているところです。現在の自動車税は、排気量等に基づいて課税されていますが、ヨーロッパ等ではCO₂基準の導入が進んでいることから、導入を提言しているところです。

具体的には42ページの最後の段落になりますが、自動車税には財産税、道路損傷負担金等の性格もありますので、現行の排気量等々の課税標準は残しながら、CO₂排出量の基準を半分ぐらい入れていくというのではどうかといったような考え方を示しているところでございます。

事務局からの説明は以上です。

【小委員長】 有難うございます。

それでは、分科会長からご発言をいただければと思います。

【委員】 補足する形で、今なぜこういう中間報告（案）になっているのかというバックグラウンドをお話をさせていただきたいと思います。

私も先週、先々週と2週間かけてアメリカとヨーロッパに、主として排出量取引制度の調査に行き、一昨日戻ってきたんですけれども、今ちょうど温暖化がどの国でも最もホットな 이슈 になっていまして、ちょうどワシントンにいたときに、ケリー・ボクサー法案、これは前々回の大統領選をやったケリー氏とカリフォルニア出身で最も過激な環境派議員のボクサーが上院で法案を提出していました。それが要するに排出量取引で、しかもオークションで排出権を売却し、排出者に買わせるという案ですね。ですから、かなり大きな収入を生むことになります。また、EUのEU-ETSも、2013年から排出量取引を原則として全量オークションですので、これも収入が入る。実はヨーロッパも別の理由で炭素税が導入できなくて、アメリカも炭素税なりエネルギー税を入れることはほぼ政治的に不可能という状態でして、そういった状況の中で、別の形で収入調達を図っている側面がある。もちろん環境政策上の理由があってオークションというのが入ってきてはいますが、収入という主税局的な関心から言うと、そういう形で財源調達手段が実はある、というような世界的な傾向にあるということです。ただ、欧州の場合には、既に1990年ごろから、皆様ご存じのように何らかの形で温暖化対策税、炭素税が入っておりまして、それに加えて大量排出源を規制する手段としての排出量取引制度という具合に流れが来ておりまして、日本の特徴としては温暖化対策税なり炭素税も入っておらず、排出量取引も入っておらずというのが現状だったわけです。それが政権交代が起きて、これも皆様ご存じのように90年比で25%削減ということですので、相当野心的であり、各国どの担当者からも大変ですねという同情の声をかけられたんですけれども、担当者は日本が言ったことの意味はよくわかっておられるわけです。そういう中で政権が税と排出量取引制度、そして公定価格買い取り制度という3つの手段を、それを実現するための手段として特に言及をしているという状況がある中で、政権交代は別に見通していたわけではないんですが、東京都としてこういう検討をしてきたというのは、それなりに時宜にかなったものだったのではないかとこのように自負しております。ただ、ポイントとしては、今のところそれを最優先で何が何でも東京都単独で炭素税を入れますということではなくて、一斉に地方税として全国統一的に入れていくということが基本的な方針であり、姿勢だということでありまして。中間報告の案文を詳しくお読みいただければ、うまくいかない場合には、場合によっては都独自の案もということも書いてはあるんですが、基本は全国統一の制度であるということでありまして。

それから、地方課税、独自課税として考えるということです。独自というのはどういうことかと言いますと、炭素税を設計していくときに、上流課税をするのか下流課税をするのかということが非常にポイントになりますというのは、ここで私どもプレゼンをさせていただいたところなんですけれども、結論から言いますと、下流で課税をするということになっております。それが地方税として炭素税を独自課税として仕組むということと、どういう関係があるのかということになるんですが、要は、一つは環境政策上の理由がございまして、上流でかけるよりは下流でかけた方が環境政策上の効果が一般に望ましいというふうに言われているわけなんですけれども、問題はそれだけではございまして、もし上流で課税をすると、日本の場合はほとんど100%化石燃料が輸入されておりますので、水際でかけようとするれば100%ぐらいの捕捉率を得ることが出来ると。ただ、精製されるポイントを含め、地域的にかなり限定をしておりますので、もし上流で、恐らく輸入、関税と同じ段階、あるいは精製段階でつかまえて課税するということになると、相当税収の偏在性というものが発生し得ると。実はこういう理由からも、出来るだけ偏在性がない

ように課税するという観点からも下流が推奨されるということになります。

下流でかけるというふうに考えた場合に、下流では既に油種ごとにいろいろと環境税以外の理由で課税がなされています。揮発油税はその代表的な例ですね。こういったものに対してかけていくわけですが、それをどういふかけ方でかけていくかということについては、必ずしも分科会の中では絶対この案でいくという成案を得たわけではないですけれども、そういった既存の税が既にかかっているところに炭素税的に、炭素課税ベースに基づいて税金を課していくというイメージを持っております。もし上流で炭素税を入れるということになると、既存の石油石炭税が既にかかっております。これはかなり幅広くかかっている税金でございます、特定財源になっております。こういった税金に炭素課税ベースで上乗せをしていくということが考えられるわけですが、もし上流でそういった石油石炭税に上乗せ的に炭素税がかけられることになった場合、それは偏在性から言っても、そして石油石炭税という国税が既に存在するところに上乗せをするということから見ても、恐らく国が税収をとるであろうと。その税収が一旦国庫に入った上で、幾らかは国へ行き、幾らかが地方に譲与税として配分されてくるというようなスタイルが考えられると。我々が議論している中で、非常に大きなポイントとして重視していた議論は、もちろん、それだと徴税コストは多少少なくなるし、場合によってはうまく係数を設定すれば地方にも手厚く配分出来、東京だけが得をするということのない仕組みも可能かもしれない。しかし、反面、我々が懸念するのは、結局国の税収が増えて、地方は移転財源に依存する度合いが高まっていく。そうではなくて、独自課税をするというか、地方税として独立税としての課税をする方法を探れないかという観点からも、下流課税ということを強調していたわけですが。具体的に言いますと、軽油引取税のような形で東京都は現実に課税をしておりますし、例えば灯油とか、場合によっては揮発油も、既存の揮発油税、軽油引取税で使っている徴税機構をうまく転用すれば、地方で独自にそれを課税していくことが可能かもしれない。しかも、それを都道府県が一斉に導入するというのであれば、東京都だけが課税することによる歪みが発生せずに済むというようなことを考えております。

したがって、なぜ下流課税なのかということを中心に考えてきましたけれども、要は環境政策上の理由ということ、偏在性を避けるということ、そして最後に地方独自の観点で地方独自課税をしていくということを考える。つまり国庫に依存して、それを財政移転という形で国からの移転財源に依存しない形にしたいということを考えると、下流課税で行くのが望ましいのではないかとということが今回の提案の一番バックグラウンドになる基本的な考え方ということで説明させていただきました。

以上でございます。あとは、もし質疑がございましたら、そのときにお答えいたします。

【小委員長】 只今分科会長、それから事務局からご説明いただきました。これを踏まえて、中間報告（案）の第4章について議論をしたいと思っております。委員の皆様からこの第4章につきましてご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

【委員】 一生懸命まとめたんですが、4つ以下にならないので4つお話しさせていただきます。お聞きしたい点は、私は全く環境についてよくわからないので教えていただきたいという立場ですが、まず1点は外部性という言葉に冒頭で触れているように感じているんですが、外部経済を内部化するためにというふうにもし立てるならば、環境のような問題の外部性を考えたら、地方でおさまると考える方が難しく、まさに国税にすべきではないかという気がするのですが、なぜ外部性を考慮しながら、比較的小さな単位での課税が望ましいと言えるのか教えていただきたい点が1つ目です。

2つ目は、レベニュー・ニュートラルという言葉が39ページ目に使われていながら、39ページの真上で、現行よりも上回る水準にすべきであると言っているわけですが、どこかで減税をしないとレベニュー・ニュートラルにはならないわけですね。その後つらつら読んでみると、どこかで譲るのかな

と思いきや、今の我が国の状況を考えると、他のところでの減税は難しいですね、とくるわけです。そうすると、と はどういうふうに読めばいいのかを教えていただきたいというのが2つ目です。

なおかつ、2つ目に関してはちょっと付属の質問がありまして、 の一番下の行ですが、「現行を上回るような」の「現行」が、この後予定されている、いわゆる暫定税率がなくなった後の「現行」を意味しているのか、今の現行を意味しているのかを教えていただきたいというのが2つ目です。

3つ目が、ピグー税というものが一柱にあるのではないかというような解説が 先生からあったと認識しているんですが、ピグー税であれば、そのお金の使い方は基本的に二重の配当の二つ目ですから、何でもいit。そうなったときに、ピグー税として上がったものを譲与税として、ある種、地方自治体の配分基準を東京都風に言うと歪めたとして、何か問題があるのかということです。ピグー税で取っている、つまり環境のために取っているんだということを最初に謳うのであれば、その配分基準についてあそこだと言う理由がどこから来るのかを教えていただきたいというのが3つ目です。

4つ目ですけれども、これは今までの3つに比べて、教えていただきたいというよりは希望になってしまふんですけれども、どのような形にせよ、各自治体にお金が入ってくる。しかも環境の二重の配当としてお金が入ってくる。それ自体悪いことであろうとは全く思っていないで、環境をよくするためにある経済活動に部分的に抑制をかけることは望ましいことであろうと私も個人的に思っているところではありますけれども、お金が入ってしまうと地方自治体はあらぬことにお金を使いたくなるということがあります。そこを抑制するルールとして特定財源がいいのかと言うと、僕はよくないだろうとっていて、一般財源化するという文章自体に、僕は余り反対じゃないです。だけれども、この中間報告の中にどのように盛り込むのかは別にして、例えばキャッシュフローがあるから車の減税をしてみえという話をするのは、本当に環境に優しいお金の使い方なのか。僕が前から言っているのは、エコカーを推進するよりも、何で自転車や歩道をもっと有効に活用しようというストーリーに、公共交通機関が発達している東京都でならないのが不思議であると申し上げているところではございます。もちろん是々非々ございませうでしょうけれども、お金の使い方に関するこちら側からのメッセージ、お金が増えてしまふんだから、そのお金の使い方をきちんと、何か環境に優しい使い方を考えていきましょうというメッセージを入れていただくことが可能ならばしていただきたいという、最後の4つ目は私の希望でございます。

【小委員長】 只今4つ、ご意見、ご質問がございました。これにつきまして、どうでしょう。

【委員】 先生有難うございます。私からまず回答をさせていただきますと、あと、足りないところは委員でもある 先生、 先生に補っていただければと思います。

外部性、その通りですね。もちろん地方でおさまることはないわけで、特に温暖化問題はそうでした。環境の場合、場合によっては地域でおさまる問題もありますので、そういうのは地域で対処すればいいんですが。だからこそ東京都単独ではやらないという認識に立ってしまして、それでもおさまらないんですけれども、全世界でこれはやらないとそもそも始まらない問題でして。ただ、化石燃料は特に流通性、県境を超える移動性がありますし、例えば神奈川県なり東京都が独自で炭素税を入れても、別の県外でガソリンを入れることなんて簡単にできますので、簡単に課税回避が出来るということが必ず起きますので、そういう意味で、あくまで全国統一的に入れるなら入れると。

【委員】 徴税コストは全国の方が安いとおっしゃっていましたよね。

【委員】 国税で、上流でかけた方が安いと、そういう意味で。

【委員】 望ましいし、徴税コストも安いけれども、国税にするのは反対ということですね。

【委員】 そうですね。あえてそうですね。徴税コストは比較すれば明らかですが、あえてそこは、哲学として、先ほど申し上げた3点から下流課税でいくべきだという考え方を打ち出しております。

それから、2番目でおっしゃった点ですけれども、税収中立を基本としながら、後で増税基調で出てくるということですね。これは39ページから40ページを見ていただきますと、レベニュー・ニュートラルでやることにはいい点があるとしています。これは主にヨーロッパでやっているものが税収中立的に設計されておりまして、そういうものには非常にいい点があるというふうに評価をしているんです。しかし、東京都ないしは日本でやる場合に、税収中立である必要があるという結論を引き出しているわけではないです。ヨーロッパの場合、なぜ社会保険料を引き下げ税収中立としたのか。環境税を入れて、その上がりに相当する分だけ社会保険料を下げたんです。相当程度、既に福祉国家になっていまして、社会保険料の水準が相当高くなっていて、企業の国際競争力を阻害する水準まで達していたんです。なので、環境税を入れるのであれば、その財源を社会保険料の引き下げに充てようではないかということですね。環境税で環境をよくしながら、他方で企業の国際競争力を弱めないようにしようという、一つの工夫として出てきたわけです。日本の場合、そもそもそういう意味で、国際競争力を阻害するほどの水準に社会保険料の水準が達しているのか。これから益々、社会福祉・介護・医療で財源が必要なときに、果たしてヨーロッパ的な意味でレベニュー・ニュートラルに固執する必要があるだろうかという前提が我々の方にありました。そういう意味で、後から増税基調と書かれていて、ここではレベニュー・ニュートラルと書かれていないかと、ご指摘のとおりですが、もう少し詳しく読んでいただきますと、諸外国が税収中立でやられているのは評価しようと。だから我々もというわけではございませんというニュアンスです。そこはご議論のあるところだと思います。例えば東京都で考える場合でも、最初はレベニュー・ニュートラルで出発して、あとで増税基調でいくとか、いろいろなやり方があるわけで、レベニュー・ニュートラルを全否定しているわけでもございません。

それから次の点、現行とは何を指すのかと。これは何ページでしょう。

【委員】 それは、まさに今おっしゃっていた のレベニュー・ニュートラルの上のところ、環境税の税負担水準という項目が39ページ にあり、最後の行に、現行を上回るような税負担水準にするべきだという文言があるものですから、現行がどこを指しているのか。

【委員】 現行というのは、暫定税率廃止前の。

【委員】 今よりまだ上ということですね。

【委員】 このページの前の方にも、実は暫定税率の水準は維持すべきだという考え方が明記されていますように、環境のことを考えると、その水準を下げるということ、暫定税率を廃止する、これはもうほとんど現政権の規定方針のようですね。諸外国から見ますと、車の走行段階にかかっている税負担というのは結構日本は低いんですよ。ですので、保有が諸外国よりはちょっと高めだなという感じがしますが、あわせてみると結構低いんですよ。それを鑑みるとどうなのかなということですよ。

【委員】 わかりました。

【委員】 続きまして、ピグー税についてですけれども、税源の配分問題まで気にする必要はないのか、 さんがおっしゃるのは国と地方ですか、それとも地方間。

【委員】 いずれにしてもです。

【委員】 わかりました。

【委員】 目的が環境ということであるとするならばものすごく納得出来るので、あとは配分基準まで明確に切り込む必要はどうか。

【委員】 国税として考えて、環境省等の場であれば、そういうのも一切考えずにいけるんですが。ただでさえ東京都が何かを提言すると、微妙な感情が生まれるわけですよ。例えば税収のプラスマイナスが都道府県ごとに、損得がどこなのかといったことが。地方税としても統一的にやっていきましようとい

うことを今回は言っています。東京独自の考えでいきますということでいけるのであれば、もうこれは考えずにバーンと行けるんですが。一つは偏在性が少なくという理由から下流をとったんですけれども、下流でいった場合に、例えばシミュレーションでもしてみた場合に、税収の凸凹がどうなってくるかを見て、我々の言うような手法で、出来るだけ独自に課税していきましょうというスタイルが、本当に貫けるのかどうか。やはり上流で国がとって、配分係数なんかを触りながら地方に手厚く配分してもらった方がいいと思う県もあるかもしれないですね。こういった問題はここでは予見できないですが、例えば、地方で一斉に入れましょうということを他の都道府県等を含めて合意形成をとるということを考えた場合には、どうしてもそういった要素が入ってこざるを得ないのではないかと。そこまで考える必要はないのではないかと。言われたら、それはそうですけれども、微妙にそこは設計問題と絡んでくるのではないかとというのが私たちの大きな関心事項の一つでした。それで少しくこういった議論も加えさせてもらいました。

それから最後になりますが、環境税でお金が入ってくると。私もここは先生と全く同じで、出来る限り環境にお金を使いたいと思うんですが、難しいでしょうね。最後は議会が決めることだと思いますが、アメリカを見ているとすごいですね。上院はこれからですけれども、下院で決まったワックスマン・マーキー法案なんかを見ていると、政府がオークションで収入を得るわけですけども、日本の観点からは想像を絶しますが、排出枠自体をまず様々な団体に割り当てるんです。例えば電力会社に無償で排出枠を配分してあげて、彼らに排出枠を売る権利を付与するんです。売っていいんですよ。マーケットができてからですけれども、売ったら収入が入ります。例えば温暖化対策をやると、どうしてもコストがかかりますよね。それを電気料金に上乗せして転嫁しますよね。そうすると低所得者層等が大変になるので、そういった電気料金は上げないようにしてくれと。上げないようにするために、君たちに無償で排出枠を配分しよう。それは市場で売っていいと。上がった収入をそこに充ててくれと。また他方では、環境政策上の技術革新だとか、もちろん先生が言われたような公共交通機関の促進だとか、そういうものに充ててくれと議会で決めています。ですから排出量取引の制度の設計と、それで上がってくる収入の配分とが同時決定されて、合意が得られているんです。アメリカでヒアリングしてわかったのは、そうでなかったらこの法案は通りようがなかったということです。つまり、排出量取引を入れることによって、いろいろな形で状況が変わりますよね。誰かのコストが上がったり、誰かが得をしたりもするかもしれませんが、その影響を同時に得られた収入で、ある種、相殺していくということによってみんな納得をして、賛成票が積み上がっていったという側面がありまして。あれを見ていると、なるほどな、という気がします。

他方、欧州は、欧州委員会には財政を議論する権限がないので、欧州議会で、このお金をどう配分するかということについては例示をしているだけで一切決めていません。すべては加盟国で決めてくれということになっています。加盟国も、実際に排出権をオークションすることになると、議会でその収入をどう使うふうに使っていくか決めていくことになると思います。そういう形で、排出のときの収入は必ずこういう用途にと決める傾向が、世界的に出てきているかというふうに思います。ただ、これは税なので、最初から完全に目的税として考えるのはどうなのかということは、まさに皆さんご意見をいただきたい点でございます。

【専門委員】 専門委員の です。 先生の話に幾つかつけ足しという形でコメントさせていただくと、米国のワックスマン・マーキー法案という下院で既に通った法案の場合には、オークションの収入を得るということですが、1月にオバマ大統領が、1年目なので予算教書とは正確には言わないんですけども、それに相当するものを発表して、その中で、排出枠の収入の一部を財政赤字に使うと明言しているんです。それがワックスマン・マーキー法案にも反映されていて、環境目的で集めたお金を一般財源に回すと明確に書いてあるのはすごく特徴的だったように思います。

それから、先ほどのなぜ地方でやるかという話ですけれども、ピグー税の視点とはちょっと違うんですが、温暖化対策という場合には、CO₂を削減するという削減策と、今後適応策というのが必要になってくると。そういった場合に、それぞれの地方でいろいろな被害が出てくる可能性があるわけです。東京都ですと低地がいっぱいありますから、海面上昇やら何やら、そういったものは地方で対応していかなければならないだろうという実際の側面があると思うんです。ですので、そういった視点からすると地方がこういった財源を持っているというのは、多分理解してもらえないかなという議論をしたように記憶しております。

先ほどの現行水準の話ですと、これは見ていただければわかるんですけれども、第3回分科会が行われたのは7月17日です。民主党が政権をとるという確信を誰も持っていない中での議論でしたので、温暖化対策税だと言いながら、現行よりも負担水準が下がってしまうと、それは環境対策にはならないから、そういう名称では受け入れられないだろうという意味で「現行」という言葉を、必要以上に掲げて議論をしたような記憶をしております。

【委員】 環境税を考えると、国税でやるというのがすんなりいく考え方というのは、その通りな部分があると思うんですけれども、日本型の環境税というのを考えるとしてどんな環境税があり得るのかというのをいろいろ議論したという感覚でいます。その中で、国税に持っていくような環境税と、地方税に持っていくような環境税というやり方もあるじゃないかという、個別の燃料ごとに捉えるという考え方もありますよねというので、38ページに、国税とするか地方税とするかというのが、執行面も絡めて考えると、これは地方税で出来る内容のものもあるんじゃないかということで、EUとか外国を見たときには国がやっているわけですけれども、ここで地方の環境税というものを打ち出すことも考え得るんじゃないかというところで、国税は上流でやってしまっても構わないかもしれませんが、地方税は出来るだけ下流でやるという考え方があるんじゃないかというのが一つでした。それを地方税として仕組むとしたら、やはり全国一律の部分が必要になるであろうというところで、東京都だけで突っ走って出来る内容ではないかもしれないねというところで、この話に落ちついたという記憶であります。当然のことながら、これは中間的な報告になると思いますので、ここでいろいろ意見をいただいて、また次の議論につながるんだろうと思っています。

【小委員長】 委員いかがでしょうか。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 それでは、他にご意見をいただければと思います。

【委員】 先ほどフィロソフィーの問題とおっしゃいましたので、それなら尚更3ページの記述ははっきり変えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。これが一つです。

それと、一つ質問ですけども、独自課税という言葉の意味がよくわからないんですけれども、どういう意味なのかというのが一つです。

あと、この後半部分を読むと、いわゆる環境という言葉を利用して地方が税収を移譲してもらいたいような、そういうところが見えるので、僕みたいに意地悪な読み方をするとたくさんいると思いますので、書きぶりをもうちょっと、これは事務局の仕事になるかなとは思いますが、工夫された方がいいのかなと思います。細かいところはいろいろありますけれど、もうこれは言い出したら切りがないので、以上になりたいと思います。

【小委員長】 分科会の委員から何かございますか。

【委員】 独自課税と言うとちょっと語弊があったかと思いますが、独立税、地方独立税と言った方がいいでしょうか。例えば、上流で国が炭素税を導入するのに乗っかる形で、同一の課税ベースに地方炭素税

として付加税的に入れる、地方消費税のような感じですね。国税としての炭素税の何％分を地方炭素税と呼ぶというようなスタイルではないということで、課税ベースを分離し、下流に別途新しい地方炭素税をつくるということを考えておりました。その際に、例えば東京都なり他の県が税率操作権を持つのかとか、課税ベースをいじって控除を独自に設けたりする権利を付与するのかといったところまでは議論をしておりません。そこは全国統一的にやるというようなイメージであります。

2番目は難しいですね。これをもって税源移譲ということではなく、そういう意図を明確に持っていたつもりはなかったんですが、結果的に増税基調の話になっているので、しかも国から移転財源ではなくて自分たち独自でという主張になっていますので、そういうふうに先生が受けとられることは認めます。

【小委員長】 いかがでしょうか。今の点につきまして。

別の点ですか。どうぞ。

【委員】 おまとめいただきまして有難うございました。35ページの温暖化対策税の性格の3つ目のところですね。ここで環境負荷を税負担の公平を図る指標にするという書きぶりになっているんですが、これが非常に気になった点です。その次に適応策など公共サービスに必要な財源を環境負荷の大きさに応じて人々が負担し合うということで、その上で、地方税としての温暖化対策税というのを挙げておられるわけですが、具体的に今の社会経済システムの中で、例えば燃料としてどういうものを使うかということに関して、消費者がどこまで自由に選択出来るかと言うと、それは当然一定の限りがあり、今生産されて世の中にあるものの中で、それぞれの所得に応じて一定の財・サービスを選択していくと、おのずとCO₂の排出量が高いものを消費せざるを得なくなってしまうというような、いわば消費者はある意味、受け身の立場に置かれている部分があると思うんですね。そのように考えたときに、例えば、もっと後の方で燃料をCO₂の排出量に応じてといった場合、例えば灯油とかの税負担が重くなったりすると、当然、低所得者の人の負担が重くなるということがあり得るだろうと。

さっき 委員がおっしゃったように、要するに環境に乗っかって税収を上げるための手段だということとで割り切った考え方でいけばそうなのかもしれないけれども、この税を入れることで、例えば環境に配慮したような消費の選択をする、あるいは環境に配慮したような社会経済システムに日本の様々な社会経済活動を誘導することを期待しているとすると、そういったシステムを根本的にどういうふうに構築するかということがあって、そのこととの関係で税というものがデザインされていく必要があると思うんですね。

そうすると、下流の課税でいったときに、自治体が環境配慮した社会経済システムのデザインというものをどこまで主体的に担えるのかということがあって、それとのかかわりで、これを地方税として入れるということがあれば、ものすごく説得力があると思うんです。

そのところが、36ページで見っていくと、例えば、都市水害とか土砂災害への対応といったような、温暖化の影響で生じた被害に対する財源に充てると読めるんですけども、そういったものを予防するような社会のデザインをどういうふうに、例えば東京都からつくっていくのかといったようなことがあって、それをそれぞれの地域ごとに提案しながらやっていきたいと思いますよということの議論とセットで、これが出てくるのでないと、ただ単に、税負担の公平性をはかる指標としてCO₂排出が多いものを消費した人がたくさん負担をするということだと、自分はこの経済システムの中で生活がある意味強いられる中で、たまたまCO₂をいっぱい排出しているからたくさん税を払いなさいと言われても、それはちょっと違うんじゃないですかという話になってしまうのかなというところは、非常に心配だなと思いながら見ました。

じゃあこれで駄目かということ、むしろ地域の側でそういったデザインをどこまで描けるのかという観点から、もう少し分権の議論とセットでこの税の議論をもう少し積み上げていけると、すごくおもしろい議

論というのが出来るのかなと思っています。それが一つです。

それから、2つ目としては、40ページの下にある税収の使途のところ、私も、一般財源とすべきとしている書き方には若干心配なところがあって、むしろ地域の環境戦略とセットで、それに必要な財源に充当するというのを積極的にうたっていく方が、地方税としてもなじむんじゃないだろうかという印象を持っています。

もちろん、硬直化ということに関してはきちんとチェックをしないとイケないわけですね。法定外課税や超過課税の仕組みが面白いと思うのは、5年等期限を区切って、その更新についてチェックする。あるいは、そういったことを議論していく仕組み、硬直化を防ぐような民主主義的な参加のプロセスを、議会に期待するのか、もう少し別の、例えば県民会議とか都民会議的なシステムを入れるのかはともかく、何かそういう参加の仕組みをつくって硬直化を防げるようなものを考えられると、それはそれでまたおもしろいかなと思っています。

気になった点は以上です。

【小委員長】 有難うございました。只今のご意見につきまして、何か。 委員、どうぞ。

【委員】 また、私からお答えした後で、補足していただければと思いますけれども、大変いいコメントをいただいて有難うございます。確かにその通りだなと思ってお聞きしておりました。確かに一つはCO₂で地方が重要な責務を持つセクターというのは、業務・運輸・家庭だと思うんですね。エネルギー転換部門と産業部門は主として国がやると。排出量取引を入れるとすれば、そういうセクターに入れることになり、逆に排出量取引は、無数の主体のある運輸とか家庭は難しいということで、こっちは税ということになると思うんですね。欧州を見ていて大体そうなっていることを考えると、そういうセクターでいかに社会を変えていくのかと税の議論とはセットではないかと。全く先生のおっしゃる通りで、こういうセクターというのは、例えば、単純に税さえもっとかければ、次の日から皆さんが行動をさっと変えてくれるというふうには思いません。そういう意味では、委員からも指摘がありまして、税収をどういうふうにするのか、低炭素社会へ向けてどういうふうにして社会構造を変えていくのかということがなければ見えてこないの、セットではないかということはおっしゃるとおりかなと思っておりました。

例えば、この会議室でも電気を使っているわけですが、電源選択は我々できないですね。省エネは出来るけれど、節電は出来るけれども。結局、再生可能エネルギーで発電されたものにしたいと思っても、それを変えられないという現実があるので、そこは電力会社が電源構成を変えてくれなければということですね。そういう中で再生可能エネルギーの普及促進政策とか、スマートグリッドとか、いろんな議論が最近出てきているのは、そういう観点から出てきているわけですね。そういうふうにして社会を移行させる議論とセットで税の議論をする。アメリカの排出量取引制度は完全にそういうことでして、グリーン・ニューディールというのは、社会の構造を転換していくということで、自動車とか、エネルギーの構造とか、交通機関をCO₂が少ないものに全部シフトさせていくということを今後数十年でやっていく。その投資の財源を排出量取引の売却益から出していく。同時に、低所得者層に対する負担増の手当てをしていく。重厚長大産業で失業者が出るので、これから立ち上がってくる環境産業に労働者が移っていく職業訓練を、やっぱりその財源からするという人的資本への投資というようなことをセットで体系的に打ち出しているんですけれども、そういうことを地方版として考える必要があるのではないかなとお聞きしておりました。

後半ご指摘になった点です。これは神奈川県でも、先生とも議論をさせていただきたいんですけども、水源環境税なんかでも実際に目的税としてやっているじゃないかと。その中で県民会議なんかが出てきて、目的税として懸念されている点については、ある程度サンセット方式であるということと、その

使途をある程度、県民会議なんかを使って、情報公開とモニタリングと検証を通じて、それをフィードバックしていく仕組みがあると思うんですね。そういうような仕組みをつくれれば、この税が目的税的になったとしても、それはチェックされる、克服される点ではないかということですね。この税制調査会はアジェンダをそこまで広げることが可能であれば大いに議論したいところなんですが、そこはどうなんでしょう、会長。

【小委員長】 只今出ておりますご意見につきまして、確かに税制調査会という枠で、どこまで歳出の分野に対して発言していいのかわからないところもあるんですけども、確かに、この中間報告書の36ページですか、いわゆる温暖化対策として適応策という形での水害、土砂災害への対応、低海拔地域の防潮対策、都市緑化、いわゆる気温上昇に対応するまちづくりといったところで、東京都をはじめ地方団体、地方自治体の果たすべき役割について言及されております。さらに、先ほどご意見のございました低炭素型の生活を促進する、あるいはそういった生活が送れるようにする方策、事後策というよりも予防策についても、こういうところに書けるものかどうか、これは私もわからないのですが、そういうことについて言及している部分もございますので、どこまで言及出来るのかということについて、お考えを出していただきたいと思います。

それから、一般財源とすべきであると40ページの最後に書いてあるんですが、その直前は、「温暖化対策事業に優先的に充当しつつも」となっています。そういう一般財源があるのか、何とも言いがたいんですが、むしろ特定財源と言っているような気もするんですが、こういう表現でいいのかわかりたい、と思って伺っておりました。

会長、何かこれについて。

【会長】 増税基調でいくのかどうかということについて、意見ということだけでなく整理ということでも理解いただきたいのですけれども、委員からも前回の小委員会であったのは、やはり歳出についてしっかりと見直しをせずに増税というのはいかがかというのをごもっともで、そうしたときに、税制改革をどう思うのかというのと2点あるような気がするんですね。歳出確認せずに新たな財政需要があるので、その財源調達をどうするか。あるいは赤字を解消するために、償還財源のような形でいったときにどうするのか。そのときには、現行税制にプラス新たな財政需要に対する財源をどうするというところで、ピースミールで増税するような形で税制全体が姿を変えていく。従来の自民党政権のもとでの税制改正の仕方は、そうしたやり方だったのではないかと。

それに対して、公平・中立・簡素の租税原則に照らして望ましい税制はどうかといったときに、税収の大きさは一切関係なしに、望ましい税構造のあり方のような議論の仕方の税制改革もある。そうしたときに、一般に税収中立での税制改革という議論は後者の議論で、望ましい税制の姿に近づけていくような形として、税収の大きさは関係ないですよと。それが1,000上げようが100上げようが税収の規模は関係なくて、望ましい税制の姿はあるのではないですかという議論が本当に成り立つのかどうか。この辺のところを税制改革を議論するときに、どうも十分整理されていないのではないかと、という感想を持っているというのが、1点目の先ほど来のお話です。

そうすると、東京都の税制調査会の中間報告は、今の2つの観点で言うとどちらなんだろうかなということで、頭の整理が私も十分できてないのですが、その辺のところを先生方に、とりわけ小委員長にはお考えいただきたいと思います。

2点目は、委員がおっしゃった国と地方の温暖化対策の役割について言うと、今度法律が変わって地方公共団体のCO₂削減あるいは温暖化ガスの削減目標が義務化されています。とりわけ都道府県と政令指定都市については独自に自ら削減目標を設定しなさいと。基準年を自分で決めていいから、自主的に

設定して、それをどうやって実現しようとするかを明確にしなければいけないということがありますよね。そうすると東京都のスタンスとして、どういう目標を持つのか。これは都税調、あるいは国の政府税調もそうでしょうけれども、税制を議論するときに、国のスタンスや東京都のスタンスとして、他の部局が考える、あるいは総理や首長、都知事が考える削減目標なり、あるいは議会が考える削減目標をどういうふうに私たちは理解して、この中間報告なり最終的な答申をまとめていくのかと。

そのときに、これは 委員も関与している別のある研究会で、私、カナダの地方税というのでしょうか、州レベルの環境税としてケベックとプリティッシュ・コロンビアが独自の炭素税を入れているんですが、両方の州でかなり違いがあって、プリティッシュ・コロンビアはレベニュー・ニュートラルより、むしろ減税基調で、かなりケベックに比べれば高い税率の炭素税を入れている。これは小委員長、 委員十分ご存じのように、カナダの州は連邦とは違った独自の政策主体として、特に環境は領域がまだはっきりしないということもあって、国・連邦を無視して独自に州レベルでそうした税を入れている。そのときに、それぞれの州でCO₂の削減目標を考えながら、まず州が動く。カナダの場合には、炭素税を提案した自由党が総選挙で負けてしまったということがあって、連邦レベルでは環境税はなかなか難しいですよというのは出ている。

私が言いたいのは、東京都のスタンスは、国とは関係なく東京都としてCO₂削減なり温暖化対策について自らのスタンスがあるのか。ここが私はわからないので、そこをどういうように考えたらいいのか。そこは余り明確にせずに、 委員が言われたように、今の民主党政権のもとでの国際約束を前提にして、ここまでやらなくちゃいけませんねという話なのか、この辺のところはどうなのか。前提として、どういう土俵で議論をしていったらいいのか。東京都としてのターゲットは、担当部署がちょっと違うので、ここで議論はできないのかなと。だから、どういうふうに前提を踏まえたらいいのかで、書きぶりもまた変わってくるのではないかと。この2点、感想というのでしょうか、ちょっと小委員長、大変かもしれません。

【小委員長】 この段階でさらに課題が増えるということで非常に困っている反面、実りのある議論が積み重ねられていると思います。

委員。

【委員】 委員の非常に格調の高いお話を聞いて、そのとおりだなと思ったのですが、特に38ページから39ページの課税のポイントのところは、先ほどのお話で理解はできました。理解はできて、やはり税収がかかって地方によっては偏在する、それが顕著に予測されるということによくわかりますし、地方としてなかなか独自の課税は難しいんじゃないかというお立場もよくわかるんですね。

ただ、この間、先生方から資料をいただいたフィンランドからイタリアまでの資料の中では、炭素税とかエネルギー税とか、名称はいろいろありますけれども、これらは、ほとんど課税段階は製造か輸入かのようなようです。先ほどのお話だと、確かに重油に課税すると弊害が起きるんでしょうけれども、実際問題として、ご指摘はなかったんですけども、課税技術上の弊害もあります。例えば、これが大型の税として4兆何千億とか、今でも4兆8,000億ぐらいあるわけでしょうから、それに匹敵するような大型な税として考えると、これは家庭や企業に近い小売段階で課税するということになると、個別消費税となりますから、消費税の課税対象から除かれますよね。だから、上流で課税しておかないと課税技術上非常に複雑な税になるんです。軽油取引税も個別消費税であるために、消費税の課税の段階では非常に現場ではトラブルの原因になっています。軽油取引税どころじゃない大型間接税が入ってきたときにどうなるのか、非常に懸念される場所だと思うんですね。そこところは論理的にはご説明のとおりなんですけれども、もう少しその辺も具体的にお考えいただければいいなと思っています。

それから、会長がおっしゃったことにかかわるかどうかわかりませんが、要するに、環境税を入れようというのは普通の税制改正をしようという話ではなくて、地球的な規模の危機にどう対応するかという話だろうと思うんですね。もともとがそういうことですから、現在ある税収とイコールにフィットさせなければならぬという発想は、問題が提起されたときからないのではないだろうか。私自身は、総理がテレビで国民が見ている前で25%削減を言い、それを聞いた一般の人たちは、増税かなと思っているはずですよ。少なくとも、ああいうことをやらなきゃいけないというのは、それは自分たちに負担があるだろうなと多分思っていると思うんですね。通常の税制改正というような観点を少し超えて説明する必要があるし、それは行政としても国としても説明責任を果たしたらいいい。そこは相当説明をし、その体制が必要だということを訴え続けないと、単に税制改正ですよということでは国民は納得して納税しないと、そんなように思います。

【専門委員】 先ほどの会長のレベニュー・ニュートラルについてなんですけれども、我々のところで議論していく段階では、フィロソフィーの話というよりもプラクティカルな視点から、どうやって税収中立的に出来るかという議論がありまして、長期的にCO₂を減らしていくんだというのは、もともと東京都の排出量取引であるわけですね。そうすると一旦かけた税収が、これだけ入っていたと思うものが、どんどん減っていってしまうと。それが今度、民主党の意見になってさらに25%という、もっとどんどん減っていってしまう。それとバランスしながら他の税収と中立をしていくというのは非常に難しいのではないのかというのがまず一つ論点としてあって、哲学的な問題ではなくて技術的に難しいのではないかと。

それからあとは、やはり低所得者層への配慮が必要だろうということで幾つかご検討いただいたんですけど、例えば住民税を低所得者向けに下げることによってレベニュー・ニュートラルをやると考えた場合に、低所得者の方はもともと払ってないということもあって、じゃあどこでどういうふうにするかという人たちにどう対応出来るんだろうというところがクリアできなかったところが幾つかあったように思います。それでプラクティカルな側面から、余りレベニュー・ニュートラルにはこだわらなくてもいいんじゃないかというような議論もあったような気がします。

【会長】 これはまた部長もご出席の委員会で、カナダのブリティッシュ・コロンビアが炭素税を仕組んだときに、逆進性ということもあって低所得者層に減税する。そういうときにタイムラグを置いて、決して増税にならないような形で義務づけているわけです。だから税収が上がって、それに見合うような減税をしっかりとしていくような対応を制度化しているみたいです。そういうような仕組み方もありますし、それから中小企業に対する法人税の減税みたいな形で、きめ細かい対応はしているようです。それが国レベルで出来るかどうかかわかりませんが、また東京都でそれが出来るかどうかは、ちょっとわかりません。

それから、増税の根拠が、レベニュー・ニュートラルであるにせよ、そうでないにせよ、先ほど来の議論で、税収については、どういう用途なのかということについても、納税者の納得ということは重要になってくる部分もあるのではないかと思います。

あともう一つ、細かいところですけども、41ページで、これは確認だけしておいていただきたいので、(3)の一つ目のポツの最後の文言で、「国をあげて取り組むことが適当であり、温暖化対策税も、基本的には、全国ベースで導入することが適当である。」というのは国税としてというように読めますし、地方税としてなのか、38ページの の上の「可能な限り地方税として制度設計していく」ということからすると、全国ベースで地方税として導入することが適当であるということですか。

【小委員長】 41ページの「全国ベース」というのは、要するに地方の標準的税制という意味ですよ。ね。

【会長】 国税ということではなくて。

【小委員長】 国税ということではないはずですが。只今の点も踏まえて何か。 委員。

【委員】 会長の話のブリティッシュ・コロンビアは上流ですか、下流ですか。

【会長】 下流です。ケベックは環境省と同じような低率で、財源調達が目的で、レビーということで、税という名前はあげてはなくて、納税義務者も非常に限られている。上流課税ですね。それに対してブリティッシュ・コロンビアは下流課税ということで、一般の消費者が最終的には負担をするような形になっています。ただし、特別徴収制度みたいなのがあって、順繰りに負担をしていって、最終的には消費者が負担するような仕組みになってます。

【委員】 有難うございます。それは法案が通った段階でまだ徴収は実施されていないのでしょうか。

【会長】 もう実施されています。

【委員】 わかりました。ちょっと さんに調べておいていただきたいんですけども、上流と下流と両方が実験されていることにもなるので。既に総務省でやっているんですか。

【会長】 それはご報告出来ると思います。

【委員】 会長が出ていらっしゃるということであれば、情報は来るかなと思いますけど、ぜひ、大変興味深いことですので。

今の点と、それから 委員がおっしゃった徴税の点が気になる点で、都と州は同一には論じられないとは思いますが、ブリティッシュ・コロンビアは下流の方もやっているということで。とはいえ、軽油引取税に徴税上のいろいろな問題が起きていることも、私は詳しくないんですが、よく聞きます。これはどうしているかと、要は消費者にかけるというのではなくて、いわゆる蔵出しの段階でやろうと思えばやれるのではないかということで。それから、蔵出しの段階にすれば、徴税の対象となる主体数はある程度コントロール出来る範囲内に絞り込めるのではないかという議論はしているんですが、それで実際にどれだけ実行可能なのか、それからいろいろな問題を引き起こさないかどうか、これは今後詰めるべき点があるかと思しますので、先生のご指摘のとおり、そう簡単ではないかもしれないですよということとは、おっしゃるとおりかなと思っております。

それと、あと 先生からコメントいただいた点で、今後どうするのかということで、都が税の側面でこういった形で提案をしているわけですが、先ほど会長は、都の他の部局とか、都としての方針や基本姿勢、今後政権が打ち出した目標との関係で、どういうふうに税を政策手段として位置づけていくのかという問題提起をされたと思います。そこについてきちっとした位置づけをして議論をこれまでしてきているわけではないので、民主党が政権をとったという新たな段階で、これまでは暫定税率を撤廃する前の話でございましたので、いろいろ前提が変わってきている点もあります。部会自体はこれで終わりではなくて来年度もありますので、それは十分考慮して議論していかないといけないというふうに思っています。

それから、もう一つ重要な点としては、これは全国でと言っておりますので、今後、東京都独自課税ではなくて全国でやるからには、最終的には国会で法律として何らかの形で通っていく、反映させていくということが必要かと思うんですね。そういった場合に、例えば全国知事会でも最近、地方炭素税として、あれは環境政策上の手段というよりも暫定税率が廃止されることに伴う税収ロスをいわゆるコンペンセートしてくれるのかということから来た問題意識だと思んですが、ああいう形で全国知事会からの議論が出てきたことを受けて、例えば東京都としては、それに対していかに税の追加を巻き込んでいくような形でこれを提案していくのかということも問題にはなってくると思うんですね。

以上です。

【委員】 質問ですけれども、地方がこういう税金を入れるとして、それはどのレベルで、都道府県で

入れるんですか。東京都さんは別ですけども、都道府県だと市町村合併なり何なり、歳出額は非常に下がっていますよね。そういったところに、財源が足りないといえれば足りないんでしょうけれども、これは兆単位の財源になるんですか。

僕も環境税は二重の配当を頭に入れれば、一般財源にすべきだとは思いますが、都道府県の中での状況もかなり違うところで、本当は使う当てがいっぱいあるような財源を与えられてきたら、今後多分、福祉的なのは市町村におろしていくでしょうから、そういった中で、経済学者は二重の配当の考え方が頭に入っているの、僕は一般財源にすべきだと思いたいですけれども。要するに、二重の配当を議論する場合は、他の税率も自由に变えているという状況があるわけですよね。ただ、都道府県レベルを見ると、どうしても自分で税率を上げるというモチベーションが全くありませんから。そういった中で何かすっきりしないものはあるんですね。だから、ここで地方、地方と一言で言う場合に、都道府県なのか基礎自治体なのか、都道府県の中でも都道府県の中の基礎自治体のコンポジションによって役割なり財政状況かなり違ってきますので、そこら辺は十分考える必要があるのかなという気はしないでもないですね。

ここは税調なので税金のことにはなるんですけども、例えば80年代以降の経済学的な租税の分析を見ると、税だけの閉じた世界では議論できないですね。歳出なり他の社会保険料でもいいんですけども、どういうインストゥルメントを持っているときにどういった税制が必要かというのは、ここ10年20年ぐらいの標準的な議論なので、税だけでの議論というのはかなりきつところがあるかなという気がします。だからある程度、歳出のところまで踏み込まざるを得ないのかなという気はしないでもないですけども。

以上です。あくまでもコメントです。

【委員】 すみません、遅刻して参りまして。ちょっと議論の状況がわからないところもあるので、幾つか既に解決されたお話もあるのではないかなと思いたいですけれども。今回、環境税制改革ということで、大きなポイントを打ち出したのではないかなと思いたいます。ただ、一つ疑問に思うのは、環境税制改革という非常に大きな風呂敷でいながら、結局、温暖化対策税あるいは炭素税というのは何か出口が非常に小さい。炭素税以外は細かく詰める必要は全然ないと思いたいますが、ある程度大風呂敷を広げたような、こういうものがある、ああいうものもあるという、総合的な環境税制あるいは税制のグリーン化の中でというふうな話をしていただいた方が将来的にはいいのではないかな。二酸化炭素が増えて温暖化することだけが環境問題であるはずがないので、いささか、これだけに矮小化してしまうともったいないなという気がしますので、少し前半のところ、税制のグリーン化というところがありますけれども、その税制自体においてもいろいろオプションがあるということをもっと少し強調していただいた方がいいかなというのが一つ目です。

それから二つ目に思うのは、今まで議論が出てきたと思いたいますけれども、炭素とかエネルギーに関して、結局のところ悪いことをやっているから減らしたいと、要は懲罰的に税を課しているつもりなのか、それとも、どうせ二酸化炭素は出すに決まっているんだから、これは課そうと課すまいと出る量は決まっているんだから、取れそうなんだから取っておけという話なのか、よくわからないんですね。それは、先ほど 専門委員がおっしゃったように、収税中立になるのかどうかというのは、結局、例えば25%減らすという前提で収税中立でいくのなら、二酸化炭素排出を減らさなかったら収税は増えるわけですし、もっと減れば収税は減るわけですね。

だから、何か社会の行動に影響を与えようと思いたう税制であるならば、レベニュー・ニュートラルという議論は成り立たない気がしてしまうわけですね。よくわからないということですね。要は、ちゃんと行動すれば減ると。二酸化炭素の場合はゼロになるということはあると思いたいますけれども、一生懸命

んな頑張れば使わなくなるから税金も払わなくなると。そのほうが望ましいという税制なのか。いや、そうではなくて、今後もたくさん二酸化炭素は排出してもらいたいから、そのかわり収税を上げて、それを環境対策で使いましょうという性格の税なのか。そこら辺よくわからないので、一体この税は何者なのかと。早い話が、二酸化炭素の排出を減らしたい税なのかどうなのかということで、減らしたいのであれば、例えば揮発油税の水準で炭素税を課しても、現状の水準で二酸化炭素がでてしまいますから、それでは意味がないわけで、これは収税中立ではあり得ないわけですね。二酸化炭素を減らす目的だと増税しなきゃならない。少なくとも導入段階では大幅増税でない限り意味がない。ある意味で一般財源化するか暫定税率を廃止するというところで、二酸化炭素が増えるのをとりあえず現状に抑えましょうという程度の説明ならば、それはそうかもしれませんけれども、目的が減らすというのであれば、ある目標を決めて、その段階まで下がったら収税ニュートラルというのはわかりますけれども、そうでないときだと大幅増税にならざるを得ないかなと。少なくともそうしないと理屈は立たないんじゃないかなという気がするんですが、ここら辺はどうなのかなというのを教えていただければというのが2点目です。

それから3点目は、一般財源でいくかどうかというのは非常に難しい問題だと思いますし、一般的には、もちろん一般財源である方が望ましいと思うのですが、今までのエネルギー課税というのは、エネルギーをどんどん使いましょう、使いやすいようにインフラ整備しましょうと。みんな使います、どんどん二酸化炭素は増えます。収税も増えます。ますますインフラ整備をして二酸化炭素も沢山出します、というポジティブフィードバックを考えているんです。もし、これを単純に一般財源化してしまうと、インフラ整備にも使えるわけで、一方ではポジティブフィードバックを残しながら、しかし、一方では税制によって減らそうと。結局、この税制は何を考えているかわからないということになる。それなので、環境対策というのは漠然とした目的税にせざるを得ないんじゃないかなという気がしないわけではないんですね。それは余り理屈は立たないとは思いますが、少なくともこの税制は本来収税を上げることは目的でないから、いずれ収税は減ると。と同時に、いずれ減るけれども、あるうちは何か環境目的に使いましょうと。それによって社会の改革のために使いましょうというのであれば、一般財源で今までの借金を返すのに使うのはおかしいと。今までの借金というのはインフラ整備をしてCO₂をたくさん排出するためにつくってきたのかどうか知りませんが、そういうものの尻ぬぐいをするというのは理屈に合わないのではないかなという気がしますから、その意味では目的税的なものにすべきでしょう。まあ、目的税といって、環境税ですから要は何でも環境対策ですと言えば、公共事業も環境対策だとか、高速道路をつくった方がCO₂少ないから、どんどんつくりましょうとか、理屈は変わるだけで実態は変わらないかもしれませんが、一応話と筋としては、二酸化炭素を増やさない施策に使う。性格があいまいだということもあって、非常に幅広い環境目的税にした方が何となく通りがいいような印象を受けるのですけれども、そこら辺教えていただければというのが3点目です。

それから4点目は、地方税か国税か、それから上流か下流かという話があって、率直に言うと、上流で課税して国税でやって、後は配分してもらった方がいいんじゃないかなという気はしないわけではないんです。けれども、戦術的に国にやらせるためには、最初、無理は無理でもちょっと地方税に導入しておいて、3年ぐらいやるといろいろ響きを買って、業界も混乱してやめてくれとって国税化するというのは、政治学的には非常によくわかる。合理的だと思うんですけども。当面耐えられる制度設計さえあれば、恐らく下流段階で独自課税でやって、とりあえずやるだけやって、あとは政治力の問題です。最初から知事会の主張が通ってしまえばそういう面倒くさいことを考えなくて、国税ないし国ベースの全国標準の法定地方税として導入してもらって、あるいは税交付金の形にしてしまうのが非常に筋としてはわかりやすいんじゃないかなという気が率直にはするわけですが。ただ、それに至るために国にやらせるためには、

多少の混乱は甘受しつつも導入してしまった方が手っ取り早いというのは、これまでの経験から明らかなので、それは政治学的には合理的で、それなりによくわかるなど。ただ、ある程度可能でないと、失敗すると変な悪影響を与えますので、ある程度可能であれば下流とか地方独自税はあり得ると思います。中期的には、上流で税交付金的なものにするのが筋ではないかなという気はいたしますが、そこら辺どうなのかというのを教えていただければと思います。

【小委員長】 只今4点ほどご質問が出されております。最初の点は、地球温暖化に限らず、環境税制はもう少し大きな視野で、少なくとも最初のところではそういうふうには言っておかないと、後の議論がここで終わっちゃうんじゃないか、もったいないというご指摘。それから2番目は、排出抑制税なのか、それとも財源を増やしたいという税なのかどちらなのか、そこをもう少しはっきりした方がいいんじゃないか。3点目は、一般財源か目的税かという議論ですけれども、広い意味での目的税という方が適当ではないかというご意見かと思えます。4番目は、東京都もいろいろ独自課税でいろいろな経験があるわけでごさいます、そういう点を踏まえて、そういうやり方がいいのかどうか。最初に地方税でいく、しかし、全国ベースでということ掲げるのであれば、どちらからスタートしてもいいのかというご質問というご意見であったかと思えます。

どうでしょうか、これにつきまして何か。 委員。

【委員】 有難うございました。全部基本的な論点ですけれども、前の答申のときは、もうちょっと環境を広く捉えていたと思うんですけど、今回ちょっと確かに狭まってしまいました。これは 委員のおっしゃるとおりなので。

【小委員長】 そこは34ページのあたりですね。最初の1番のあたり。ここの書きぶりだと思いますので、それについて少し広げ方を検討したいと思います。

【委員】 例えば緑地の話だとか廃棄物だとか、いろいろ話をしていたはずなんです。ですから、なぜ温暖化だけなのかと言われれば、一番焦点になっているからということですので。逆に言えば、考えを示した上で、なぜ逆に温暖化に絞り込んだかということの説明の方が早いかなと思います。

それから、これはインセンティブを目指しているのか、税込確保を目指しているのかという問いですけれども、両方だという答えにならざるを得ないですね。もちろん環境税ですので、インセンティブを狙っているんですけれども、なかなか現実を見ますと税だけですぐに減るわけではないということから考えますと、ノルウェー等を見ましても、結構、税込が上がります。安定的な財源になってしまうんですね。これは環境を考えればあまりいいことではないんですが、いわゆる課税弾力性はそんなに大きくないので、意外に税込が安定してしまうということなんです。

ただ、長期では減っていく税だというふうに思います。特に排出量取引なんかで、実際に大量排出部門が排出取引の枠に入りますので、税はほとんど免税状態ですので、特に家庭や運輸や、そういうところのセクターが税を負担しているという構造からすると、ますます税込は安定的になる可能性が出る。しかし、低炭素社会へ本格的に向かうということで、先ほどの議論だとインフラ構造を変えていく、交通体系を変えていくとか、そういうふうなことになってくれば、恐らく税込は、数十年単位では減る可能性がある。そうなった場合には心配しなければいけないんですけれども、どういう時間の流れで税込が減るのかということを考えなければいけないなというふうに思います。

それから、目的税か一般財源かということなんですけれども、ここもなかなか議論があるところで、そう簡単に言い切れないんですが、目的税とする場合に、アメリカの議論を見ても、非常に多くの関係する利害主体が集まってきて、議会を中心にどういう形で配分していくかを決めていくプロセスを見ますと、税制調査会だけで議論するにはかなり大きいテーマかなという気がします。目的税として、例え

ば、税収を環境に対してどう使うかということとセットで税の設計を考えなければいけないということで、

委員からご指摘があったとおりなんですけれども。しかし、どう分配するかということも含めて、そもそも税収をどういう形で分配目的に使うのか、さらに技術促進に使うのか、環境改善に使うのか、使い方だと思うんですけど、そういった議論をすべて税調の場で議論するのはなかなか難しいのかなと思ってます。もう少し広い議論の場が必要ではないのかなと個人的には思っております。

地方独自で導入することの意義ですが、これは委員がおっしゃった通りでして、まず、地方としてやれることをやるんですが、当然これは国のレベルでも全国統一的にやるべきものだと考えております。国がやらない中で、地方が先にやることによって国を動かすことは過去にもございましたし、またアメリカその他を見ても例がありますので、そういうことを狙っているとわれれば全くおっしゃるとおりなんですけど、ちょっと状況がこれもまた変わってまいりまして、政権交代で国が本格的に温暖化対策税をやるという方針になってきておりますので、逆に、国が入れることはもう間違いないだろうというふうを考えてます。

私の個人の考えですけれども、国は恐らく上流で入れてくるだろうと。石油石炭税のところを導入すると徴税コストが最小化されるし、あとは転嫁に任せるとした場合に、東京都として、あるいは東京都が全国知事会なりを巻き込みながら地方炭素税として入れる場合に、どういう設計をすべきなのかと、問題設定が変わってきているように思います。その場合に、国が国税として温暖化対策税を入れるところに乗っかっていって税収の一部を配分してもらうことに獲得目標を置くのか、一種の共同税として組みましようみたいなことを言って、実際には徴税機構は国が担い、交付金の形で税収をもらうのか。あるいは、国が上流で入れるのであれば、地方は独自に別の課税ベースを下流でもって、別の炭素税を地方の共同の税として、共同という意味がちょっと違いますけど、共同の地方の税として仕組んでいくことを東京都としては提案していくのか。どういう形で地方政府として提案していくのか。問題の設定の仕方が、少し局面が変わってきているのかなと。私の捉え方は今申し上げたような形です。

以上です。

【会長】 2点目だけ。これは一委員としてですけれども、委員がおっしゃった2点目は租税法学者が必ずおっしゃるご指摘で、そういうときにピグー税の根本的な話は、外部性を内部化するというところで、社会的限界便益と社会的限界費用が一致する点が社会的純利益を最大にするという意味でそこを前提にすれば望ましいと。社会的限界便益と社会的限界費用の交点がゼロであれば、その削減目標はゼロということになるわけですが、CO₂の排出は社会に便益をもたらしていますから、その点で社会的限界便益と社会的限界費用が一致する社会的に望ましい水準がゼロにならないとするならば、そこを目標にしてCO₂税なりピグー税を課すということです。そしてフローで考えますから、毎年毎年CO₂の排出量が一定量あるとすれば税収確保にもなっていると。削減するというところで課税ベースがゼロになってしまうということではないのではないかと、ここだけちょっと申し上げたいと思います。

以上です。

【委員】 今、両先生にいろいろ教えていただいたんですけれども、広い目的財源は必ずしも税調とか税のところ議論する必要はなく、大風呂敷だけ掲げておけば、その後の政治プロセスをどう設計するかというのはまた別途ある。それが国幹会議のようなものになるか、産投特会のようなものになるのかはともかくとして、今までそういう仕組みはいっぱいあったわけで、それが政府税調・都税調である場合もありますけれども、それは別途あり得るんじゃないか。

恐らく、非常に重要な政治学的意味は、最終的には議会等で、いろんな平場があるということですが、それに至るプロセスにおいて、環境にドライブのかかった場の構成が出来るかどうか、あるいは土建にバ

イアスのかかった場の構成をやめる気があるかどうかです。要は環境関係の税制を入れるということは、環境にドライブのかかった意思決定システムをつくりたいという、メタレベルの構造的判断をするということですから、それを前提に考えると、要は環境関係の政治的な諸勢力が集まってくるような場をつくるということは非常に重要な意味があって、それは政策的な意思決定ですから恐らく税調では不可能だと思いますね。だから、非常に広い意味での特定目的の税制として、要は二重の議会をつくるという形で十分あり得る。社会保険料は基本的にそういう話ですから、議会とは別に労使間で決めるという別途の場をつくるということによって社会福祉にバイアスをかけた意思決定をさせてきたわけです。それが日本の場合には土木事業にバイアスをかけるための仕掛けをつくってきたと。それはどういう公共部門をつくるか、ということと関わります。税制は歳出そのものを決めませんが、歳出を決めるという枠をつくるのは税制である程度出来るんじゃないかなという印象を持っています。

それからもう一つ、会長がおっしゃったことは全くそのとおりだと思うんですけども、そういうふうには理論的にやると、税率の水準とか理屈から言わざるを得なくなって、かえって自縄自縛に陥って非常に厄介になりそうです。もっと単純なたばこ税みたいに考えて、いい加減に課しているものだという理解もできます。課税都合税というやつですよ。化石燃料を使うという経済力があるのだから、課税しようという程度。そんなようなもの、酒税、たばこ税の仲間みたいなものだと。大体ガソリンというのは自動車のお酒みたいなものであって、自動車が飲んでいるから課しているという程度の税だと思えばいいのかもしれない。が、余りそれを環境税という非常に高邁な理想から言うちょっと通らないような気がして、高邁な理想を掲げると高邁な理想にふさわしい負担水準があるだろうと言われてしまう。あるいは幾ら課しても二酸化炭素減らないぞ、この税制は無意味だとか言われて、また厄介なことになりかねないので、ある意味で頑健な制度をつくるにはどうしたらいいのかなということです。

例えば、温暖化が問題でないといふこの課税は根拠を失うとか、二酸化炭素は温暖化に関係ないとか、突然何か科学的知識で言われたりすると非常に困るわけですよ。たばこは、例えば発がん性があるから課しているというふうに言うのか、とりあえず都合で課していると言うのか、絶対とりあえず都合の方が頑健なような気がするの、どこまで高尚な理屈を出すのかというのは難しいなと思いついていました。

【委員】 1点だけ教えていただきたいことなんですけれども、今、課税の方を話していて申しわけないんですが、実際に47都道府県を横にならしてみたら、恐らく、おれたちは環境をよくしている、貢献しているぞというところが、環境税の控除を求めたり、むしろ環境税の上前をおれらによこせという当然の論理がありそうなんです、その点を含めてあげると、例えば、国が一回集めたものの譲与基準の中で、実際に環境に優しい、または環境に貢献している都道府県に対して優先的に配分するような仕組みというのは、検討に値するものなのかどうかだけ教えていただけませんか。

【会長】 昔、関西の先生方がした森林交付税の話はそれに当たるんでしょうし、それからあとは、デポジット制度みたいな形で、いわゆる集めてきてデポジット・リファンドということで、これは私も関与しているんですけども、海運の方で、京都議定書の中の削減目標に入っていないんですけども、どうやってコントロールしようかといったときに、排出量取引制度でいく案と、それからもう一つは、課徴金でいく案とがある。日本の提案はデポジット・リファンドシステムで、排出の抑制の努力に応じてリファンドするようなインセンティブを与えるようなことでやろうとしている。だから、課税 補助金というのは、これは環境経済学者の天野先生が指摘していることなんですけれども、低率の税率でかなり同じ効果をもたらすというのが、課税 補助金の抱き合わせ制度の仕組みとしては、理論的にも計量的にも効果があるだろうと言われていたということだけ言っておきます。それについていろいろご意見があるので、そのぐら

いとどめておきたいと思います。

以上です。

【小委員長】 いかがでしょうか。時間が大体5時に来ております。非常に活発な意見をいただいております。

只今伺った意見の中で、特に目的税といわゆる一般財源のところについて、多くの方々から意見をいただきました。この表現がいいかどうかということについて、ここでは温暖化対策事業に優先的に充当しつつも一般財源とすべきであるという言い方になっております。ただ、皆さんの意見を聞いておきますと、どうも多い意見は、本来は一般財源がいいんだけど、目的財源にしておいた方がいいのかなというご意見です。そこで、記述の順序をひっくり返した上でちょっと書き方を変えると、皆さんの意見に合ってくるのではないかと。

言い方は後で考えますけれども、例えば、特定財源は財政の硬直化を招く恐れがあることから一般財源とすることが原則であるが、ただし、地方自治体の環境対策は推進すべきであり、中身は詳しく触れませんが、地球温暖化対策税はその財源調達に貢献することになる、というようなひっくり返した言い方になると、何となく中間報告としてはまとまるかなと思っています。ちょっと表現を考えさせていただきたいと思います。

それから、国税か地方税かということについて、これももう戦略も入ってくるのかもしれませんが、そこにつきましては、どういう書き方にすべきか、あるいは今の段階でどこまでの意見の一致がとれているのかということについて議論を整理させていただいて、この報告案の書き方を考えたいと思っております。

他に、 委員。

【委員】 さっきお話のあったところで、国か地方かという問題もあるんですけども、地方にやった場合に税収を都道府県で配分するか、市町村で配分するかというのも、この場合は東京都さんは該当しないかという感じがしないでもないんですけども、割と重要な点かなと思っていますので、よろしく願います。というのも、36ページのところで、この温暖化対策税の税源配分、主体がまちづくりとか云々で、都道府県も入ってくるところはあるとは思いますが、都市水害とか、どこレベルでやるか。インフラのところだと都道府県かもしれませんけれども、要するにこのニュアンスだと、住民に近いところがいいよみたいなニュアンスがむんむんと来るんで、そこら辺も気をつけられた方がいいかなと思います。

【小委員長】 要は、都道府県と市町村、東京都の場合は市区町村となりますが、都との役割分担と関連させて税収配分を検討すべきではないか、そういうご指摘かと思っておりますので、これも中間報告ですので、そういう視点をこの中に、どこかに組み込むことが出来るかなと思いました。ここで断定的に書いてないところが結構ありますので、中間段階の報告ですので、今いただいたような意見を伺って、文章を修正させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

【小委員長】 本日は、貴重なご意見を大変有難うございました。いただいたご意見を踏まえて、反映出来る部分について修正を行いますけれども、この修正につきましては、会長と私、小委員長一任ということでお願いしたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

(はい)

【小委員長】 それでは、よろしくお願いたします。
事務局から今後の日程についてご説明をお願いします。

【税制調査担当副参事】 今後の日程についてでございますが、11月10日午後4時から、今年度2回目の総会を開催させていただきます。11月10日午後4時からです。第3回総会につきましては、11月17日の午後2時から開催させていただきます。当初、第3回につきまして、午前中の開催でご案内を差し上げたんですが、時間変更で午後2時からとしておりますので、ご注意をお願いいたします。場所はいずれも当会議室でございます。ご出席のほどをよろしくお願いを申し上げます。

【小委員長】 それでは、これで本日の議事を終了いたします。本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして大変有難うございました。

これもちまして、第7回の小委員会を閉会とさせていただきます。